

国立大学法人九州大学謝金支給基準

平成25年 4月 1日
総 長 裁 定

(目的)

第1 国立大学法人九州大学(以下「本学」という。)における謝金の支給に関する取扱いについては、法令その他特別の定めがある場合を除き、この謝金支給基準(以下「基準」という。)の定めるところによる。

(支給対象者)

第2 謝金の支給対象者は、原則として本学の役員及び職員以外の者とする。

(単価の基準額)

第3 謝金単価の基準額は、別表のとおりとする。

ただし、この基準額は、本学の標準的な謝金支出事項における単価の上限を示したものであり、支出に当たっては予算額、業務内容及び社会通念等を勘案し、謝金額を決定するものとする。

(実施及び支給)

第4 予算管理者又は研究代表者等(研究費の用途を決定することができる者をいう。)は、謝金を伴う業務(以下「業務」という。)を依頼しようとするときは、業務内容及び謝金額等について、事前に国立大学法人九州大学財務及び会計に関する職務権限委任規程(平成23年度九大会規第30号)第2条第3項に規定する別表2第23項の支払に関する事務の分掌者(以下「事務の分掌者」という。)の確認を受けるものとする。

第5 事務の分掌者は、謝金の支給に当たっては、業務の実施を確認しなければならない。

第6 業務遂行に当たり、事前・事後打合せ等に相当する時間を必要とする場合は、その業務の実施を証明できる場合に限り、実施時間に含めて支給することができる。

(その他)

第7 業務が別表に定める区分に該当しない場合は、社会通念その他諸般の事情等を考慮して適正に支給額を決定するものとする。

第8 第3に定める基準額により難しい場合は、その都度、日時、場所、業務内容、支給対象者の住所・氏名及び謝金支給予定額等を記載した実施伺に単価算定の根拠資料を添付して財務部財務企画課と協議するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行し、施行日以後に実施される業務から適用する。
- 2 国立大学法人九州大学謝金支給基準(平成19年8月31日経理責任者裁定)は、廃止する。

別表

基準額

施行日：平成25年4月1日

区分	内容	単価	摘要
講演謝金	講演会その他これらに類する集会等で講師又はパネリスト等を務める者に支払う謝礼	特別講演 57,000円/回 一般講演 36,000円/回	特別講演：著名人（特定分野の第一線で活躍され、世間に名が知られている者）に対し依頼した講演 一般講演：特別講演以外の講演 1回2時間程度を標準とする
講義謝金	講義、講習、研修その他これらに類する集会等（公開講座を含む）で講師等を務める者に支払う謝礼	著名人・外国人研究員 教授相当 15,000円/h 10,000円/h 准教授・講師相当 9,000円/h 助教等相当 8,000円/h 公開講座等の実技・実習補助 5,500円/h	著名人・外国人研究員 教授相当 准教授・講師相当 助教等相当 講演謝金に定義する著名人や外国から招へいする顕著な研究業績の外国人学長、役員、教授及び民間企業の役員その他これに相当する者 准教授、講師及び民間企業の管理職その他これに相当する者 上記以外の者
指導・助言等謝金（専門的知識の提供を含む）	本学の事業に対する指導・助言に対し支払う謝礼に対し支払う謝金	著名人・外国人研究員 通常 10,000円/h 7,000円/h	著名人・外国人研究員の基準は、講義謝金と同じ 弁護士、弁理士等を除く
実験補助・資料整理等謝金	学部学生、大学院生、社会人等の簡易な協力に対する謝礼（専門的な資格など特殊技能を要するものを除く）	社会人・大学院生等 学部学生等 1,000円/h 九州大学パートタイム職員給与規程第7条第5号（別表5）1年目の額	雇用の場合を除く
委員等謝金	学外者に委嘱する各種委員会委員等に支払う謝礼	運営上重要な委員会 その他の会議 25,000円/回 15,000円/回	1回2時間程度を標準とする 「その他の会議」において弁護士等に委員を委嘱する場合は、20,000円/回とする。
原稿執筆謝金		日本語 3,000円/枚 外国語 4,200円/枚	1枚 400字程度 1枚 300語程度
原稿校閲・校正謝金		日本語 1,500円/枚 外国語 2,600円/枚	1枚 400字程度 1枚 300語程度
翻訳謝金		日本語 外国語 6,000円/枚 外国語 日本語 3,500円/枚 外国語 外国語 6,000円/枚	原稿1枚 400字程度 原稿1枚 300語程度 原稿1枚 300語程度
通訳謝金		10,000円/h	
ホームステイ謝金		3,000円/回	

謝金の支給を伴う業務を外国で実施する場合は、当事国の経済事情等に配慮し、単価の上限内で支給すること。

講演謝金等について、教員以外の者で摘要の相当区分に寄りたい場合は、教授相当にあつては大卒後20年以上の者を、准教授・講師相当にあつては大卒後9年以上20年未満の者をそれぞれ当該相当に看做することができる。

本基準額は、本学の標準的な謝金支出事項における単価の上限を示したものであり、支出に当たっては予算額、業務内容及び社会通念等を勘案し、謝金額を決定すること。